

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応について検討し、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることで、子どもの貧困に対応する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親は、子育て・家事と就業を一人で担わなければならない、経済的に厳しい状況に置かれている。これは、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親であっても、死別、離婚、夫(妻)の生死が不明の場合であっても変わらない。</p> <p>しかしながら、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親と、死別、離婚、夫(妻)の生死が不明の場合で、寡婦(寡夫)控除の適用に異なる点があることについて、税制改正をすべきであるという指摘がある。</p> <p>こうした議論を踏まえ、平成31年度税制改正大綱(平成30年12月14日自由民主党、公明党)では、「子どもの貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応について検討し、結論を得る。」とされており、今後検討し、結論を得ることが必要である。</p> <p><参考>平成31年度税制改正大綱(平成30年12月14日自由民主党、公明党)(妙)</p> <p>第三 検討事項</p> <p>4 子どもの貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応の要否等について、平成32年度税制改正において検討し、結論を得る。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	ひとり親家庭の自立を図ること（施策目標Ⅶ－４－１） 基本目標：安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標４：ひとり親家庭の自立を図ること
	政策の達成目標	婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応について検討し、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることで、子どもの貧困に対応する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応について検討し、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることで、子どもの貧困に対応することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	平成 31 年度税制改正大綱(平成 30 年 12 月 14 日自由民主党、公明党)において、「子どもの貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応の要否等について、平成 32 年度税制改正において検討し、結論を得る。」とされている。 したがって、上記要望について検討し、結論を得ることが妥当である。
	ページ	11—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成元年度税制改正要望において、寡婦（寡夫）控除の特例を要望し、実現（租税特別措置として、一定の要件を満たす者については、寡婦（寡夫）控除の控除額 25 万円に 8 万円を加算）。 ・ また、平成 2 年度税制改正要望において、寡婦（寡夫）控除の所得限度額の引上げを要望し、実現（300 万円 → 500 万円）。 ・ 平成 31 年度税制改正要望において、ひとり親に対する税制上の支援措置の拡充を要望し、婚姻によらないで母（父）となった者に対する寡婦（寡夫）控除の適用の要望は認められなかったが、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し、個人住民税の非課税措置が講じられることとなった。
ページ	11—3